

<第 25 回懇話会 審議対象事業抜粋>

平成 25 年度

人 権 教 育 ・ 啓 発
事 業 実 施 計 画

新京都府人権教育・啓発推進計画推進本部

知事直轄組織（知事室長）

所掌事務	・ 広報紙や広報テレビ・ラジオ番組放送による府民への人権啓発
	・ 府政記者に対する人権に配慮した取材・報道の要請
	・ 外国籍府民（府内に在住する外国人）の支援

計画との関係	人権教育・啓発の場	家庭、企業・職場
	特定職業等	マスメディア関係者
	人権問題	全般

所管事項に関する課題認識	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同和問題をはじめ、子ども、高齢者、障がいのある人、女性、外国人に関わるさまざまな人権問題を継続的に啓発していくことが重要。 ・ 海外からの人材の受入に伴う社会への影響や受入の効果について、人権尊重に基づいた正しい認識と十分な府民理解が必要。 ・ 海外からの人材が、地域に定着してもらえるよう、きめ細かな生活環境の改善やホスピタリティー（温かい受入）の向上、文化的多様性に配慮した多文化共生の交流型社会の形成が重要。
--------------	---

取組の方向	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実際に生じている問題も踏まえて、各種広報媒体を活用し人権が尊重される社会づくりに向けた啓発を行う。 ・ 外国籍府民等による人権啓発活動に取組む。 ・ 外国籍府民が安心して生活できるような、安心・安全情報や防災・医療関係情報を記載したり、外国人生活相談会を開催する。 ・ 一フットの参加を推進し、共に取り組むための、外国人生活相談会や、小中高等学校等で外国語指導等を行う。 ・ 京都府国際センターの活動を支援する。 ・ 府営住宅に外国人研究者・留学生等の世帯のために優先枠を設け、入居募集を実施する。 ・ 「きょうと留学生オリエンテーションセンター（仮称）」を整備し、日本の生活に不慣れな入居留学生に対して、生活ルールの指導や地域住民との交流事業等を企画・実施する「留学生オリエンター」を配置する。
-------	--

【知事直轄組織（知事室長G）】

平成25年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名			実施時期	概要	担当課（室）
生活サポート情報の提供			通年	（公財）京都府国際センターホームページにおける外国籍府民に対する生活情報の提供 〔内容〕 英語、中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語により提供	国際課
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人権問題等（該当する課題に○）	
			効果的な手法	同和問題 女性 子ども 高齢者 障害のある人 外国人 患者等 さまざまな人権	普遍的考え方
外国語ラジオ番組放送			通年	外国籍府民に生活情報等を提供するラジオ番組 〔放送局〕 FM CO・CO・LO 〔放送内容〕 英語、中国語による生活情報・府政情報	国際課
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人権問題等（該当する課題に○）	
			効果的な手法	同和問題 女性 子ども 高齢者 障害のある人 外国人 患者等 さまざまな人権	普遍的考え方
多言語による府政情報の発信			通年	府のホームページを多言語化（英語、中国語、韓国・朝鮮語） メールマガジン「Kyoto Prefecture Hot Information」（英語版）の発信（1回/月）	国際課
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人権問題等（該当する課題に○）	
			効果的な手法	同和問題 女性 子ども 高齢者 障害のある人 外国人 患者等 さまざまな人権	普遍的考え方
外国籍府民共生施策懇談会			5～2月頃の期間	〔目的・概要〕 外国籍府民の府政への参加を推進し、外国籍府民と共に生きる京都府づくりを進めるため、外国籍府民に関する諸問題や取り組むべき課題等について意見を求め、知事に意見を報告 〔内容〕 ・委員 12名（うち外国籍府民8名） ・テーマ 外国籍府民が暮らしやすい多文化共生社会の形成を推進する施策や課題 ・開催回数 3回程度	国際課
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人権問題等（該当する課題に○）	
			効果的な手法	同和問題 女性 子ども 高齢者 障害のある人 外国人 患者等 さまざまな人権	普遍的考え方

【知事直轄組織（知事室長G）】

平成25年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名			実施時期	概要	担当課（室）
外国人研究者・留学生等のための居住支援			通年	<p>1 外国人研究者・留学生等に対する府営住宅への優先入居 〔目的・概要〕 外国人研究者又は留学生等の世帯のために優先枠を設け、府営住宅への入居募集を実施 〔内 容〕 6月、10月、2月に大学を通して入居者を募集</p> <p>2 短期滞在外国人研究者等のための住宅確保 〔目的・概要〕 特別貸付府営住宅を活用し、京都に短期間（原則1年以内）滞在する外国人研究者等に対して家具等を備えた住宅を提供 〔内 容〕 主 体：KYOの海外人材活用推進協議会（事務局：京都府国際課） 確保住宅：岩倉長谷団地2戸、洛西竹の里団地1戸 提供時期：空室があれば随時、大学を通して入居者を募集</p> <p>3 「きょうと留学生オリエンテーションセンター（仮称）」の整備・運営 〔目的・概要〕 大学のまち京都にふさわしく、留学生の受入環境を整備するため、遊休府有資産を活用し、民間活力を導入した公民連携による自治体初の留学生宿舎「きょうと留学生オリエンテーションセンター（仮称）」を整備 〔内 容〕 既設のきょうと留学生ハウスに加え、新たに元看護師寮さつき寮、みずき寮の改修工事を行い、「留学生オリエンテーター」を配置し、日本の生活に不慣れな入居留学生に対して、生活ルールの指導や地域住民との交流事業等を企画・実施</p>	国際課
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人 権 問 題 等（該当する課題に○）	
			効果的な手法	同和問題 女性 子ども 高齢者 障害のある人 外国人 患者等 さまざまな人権 普遍的考え方	

【知事直轄組織（知事室長G）】

平成25年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名			実施時期	概要	担当課（室）
外国人のための防災ガイドブック			通年	<p>〔目的・概要〕 普段生活する上で役立つ情報や風水害・地震などの災害が発生した際に役立つ情報を発信するため、多言語による冊子の配布及びホームページへの掲載を行い、外国籍府民の災害時支援に資する。</p> <p>〔内容〕 対象者：外国籍府民（約5万人）、外国人観光客等 作成言語：やさしい日本語、英語、中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語 配布場所：府内市町村（外国人登録窓口） 地域国際化協会 （公財）京都府国際センター</p>	国際課
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人権問題等（該当する課題に○）	
			資料等の整備効果的な手法	同和問題 女性 子ども 高齢者 障害のある人 外国人 患者等 さまざまな人権	普遍的考え方
外国人のための医療ガイドブック			通年	<p>〔目的・概要〕 京都府外国籍府民共生施策懇談会からの外国籍府民への医療に関する支援の必要性についての指摘を踏まえて、外国籍府民が日本の病院にかかるとき役立つよう日本の医療制度や役立つ会話集（体の部位、症状等）を記載したリーフレット「外国人のための医療ガイドブック」を配布</p> <p>〔内容〕 対象者：外国籍府民（約5万人）、外国人観光客等 作成言語：やさしい日本語、英語、中国語、韓国・朝鮮語 配付場所：府内市町村、地域国際化協会、（公財）京都府国際センター、府国際課</p>	国際課
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人権問題等（該当する課題に○）	
			資料等の整備効果的な手法	同和問題 女性 子ども 高齢者 障害のある人 外国人 患者等 さまざまな人権	普遍的考え方

【知事直轄組織（知事室長G）】

平成25年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要		担当課（室）
外国籍府民のための安心・安全情報の提供		通年	<p>【目的・概要】 京都府外国籍府民共生施策懇談会において出された意見を踏まえ、病気、火事、犯罪等の緊急時における連絡、対応方法等といった基本情報を記載したリーフレットを配布し、外国籍府民の安心・安全な生活を支援する。</p> <p>【内容】 対象者：外国籍府民（約5万人）、外国人観光客等 作成言語：やさしい日本語、英語、中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語 配布場所：府内市町村（外国人登録窓口等） （公財）京都府国際センター 地域国際化協会</p>		国際課
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人権問題等（該当する課題に○）	
			資料等の整備効果的な手法	同和問題 女性 子ども 高齢者 障害のある人 外国人 患者等 さまざまな人権	普遍的考え方

総務部

所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報保護の推進 北朝鮮当局による拉致問題に関する理解促進活動について
------	---

計画との関係	人権教育・啓発の場	
	特定職業従事者等	
	人権問題	さまざまな人権問題

所管事項に関する課題認識	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報については、事業者からの個人情報の漏えい事件の発生や、逆に個人情報に対する過剰な反応も見られる。 国の「人権教育・啓発に関する基本計画」において、平成23年4月に「北朝鮮当局による拉致問題等」の項目が新たに追加されたところであり、拉致問題の解決のためには、国民の関心をよりいっそう喚起し、世論を高めていくことが重要。
--------------	---

取組の方向	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報については、法律、条例等の周知、啓発を図るための取組を推進する。 拉致問題については、国や市町村とも連携して、府民に対して、拉致問題への関心と認識を深めるための取組を推進する。
-------	---

【総務部】平成25年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名			実施時期	概要				担当課(室)			
個人情報保護推進事業			随時	(1)事業の目的・概要 個人情報保護制度に係る啓発の実施 (2)内 容 ○事業種別 啓発 ○テーマ等 府ホームページ等における啓発、啓発パンフレットの配布				政策法務課			
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人 権 問 題 等 (該当する課題に○)							
			効果的な手法	同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権
北朝鮮当局による拉致問題に関する広報・啓発事業			通年	(1)事業の目的・概要 拉致問題に関する広報・啓発の実施 (2)内 容 ○事業種別 啓発 ○テーマ等 <ol style="list-style-type: none"> 1 北朝鮮人権侵害問題啓発週間(25年12月予定)での啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・府庁での啓発パネル展示 ・府民だより、ラジオ、京都駅前の電光掲示板、街頭啓発等による周知 ・法務省作成の啓発週間周知ポスターの掲示 2 その他 <ul style="list-style-type: none"> ・国の拉致問題対策本部作成の拉致問題啓発ポスターの掲示 ・国の拉致問題対策本部作成の小冊子の配布 ・府ホームページによる周知 				総務調整課			
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人 権 問 題 等 (該当する課題に○)							
			効果的な手法	同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権
府公用封筒による啓発			通年	(1)事業の目的・概要 府公用封筒に人権啓発標語を印刷することで、府民の人権啓発意識の高揚を図る。 (2)内 容 ○事業種別 啓発 ○テーマ等 [標語]「知ろう 守ろう 考えよう みんなの人権」を府公用封筒に印刷 ○事業規模 府公用封筒(約50万通)に人権啓発標語を印刷。配布先は不特定多数				入札課			
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人 権 問 題 等 (該当する課題に○)							
			効果的な手法	同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権

【府民生活部】

平成25年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名			実施時期	概要	担当課(室)
犯罪被害者等支援活動推進費			随時	<p>社会全体で犯罪被害者をサポートできる環境づくりを推進するためのサポートチームによる総合的な支援とともに、公益社団法人 京都犯罪被害者支援センターにおける犯罪被害者等への相談・支援体制を充実</p> <p>〔内 容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ①市町村の相談窓口の充実と担当者の資質向上 ②市町村との協働により、犯罪被害者への理解促進を図る為の府民に対する広報啓発 ③京都府警との共催による中高生を対象とした「いのちを考える教室」の実施 ④公益社団法人 京都犯罪被害者支援センターへの支援 	安心・安全ま づくり推進課
推進計画 との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人 権 問 題 等 (該当する課題に○)	
			効果的な手法 国、市町村、民間連携	同和問題 女性 子ども 高齢者 障害のある人 外国人 患者等 <u>さまざまな人権</u>	普遍的考え方
男女共同参画審議会開催事業			通 年	<p>京都府男女共同参画推進条例及び男女共同参画社会基本法に基づき策定した「KYOのあけぼのプラン(第3次)ー京都府男女共同参画計画ー」の趣旨を普及啓発し、同プランに基づき見解施策を総合的かつ円滑に推進</p> <p>〔内 容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画審議会の開催 ・男女共同参画推進本部、推進員会議の開催 ・男女共同参画に関する意見交換会の開催 	男女共同参画課
推進計画 との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人 権 問 題 等 (該当する課題に○)	
			国、市町村、民間連携	同和問題 <u>女性</u> 子ども 高齢者 障害のある人 外国人 患者等 さまざまな人権	普遍的考え方
KYOのあけぼのフェスティバル開催事業			10月26日 (予定)	<p>多世代が参画するワークショップ等幅広い府民の参加と協働による「あけぼのフェスティバル」を開催し、男女共同参画の推進を図る。 また、女性の能力発揮を促すための顕彰事業を実施</p> <p>〔内 容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シンポジウム、ワークショップ等 ・「京都府あけぼの賞」の授与 <p>〔会 場〕 京都テルサ</p>	男女共同参画課
推進計画 との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人 権 問 題 等 (該当する課題に○)	
			効果的な手法	同和問題 <u>女性</u> 子ども 高齢者 障害のある人 外国人 患者等 さまざまな人権	普遍的考え方

【府民生活部】

平成25年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名			実施時期	概要	担当課(室)
女性リーダー育成事業(京都府女性の船事業)			6月14日～17日 事前研修 6月1日 事後研修 7月20日	地域づくり・NPO活動等に関心のある女性や、職場でさらに能力を発揮したい女性に、学習とネットワーク構築の機会を提供し、地域・職場の課題解決や社会・経済の活性化のために活躍する女性リーダーを育成する。 〔内容〕 事前研修、現地研修(船内及び訪問先)、事後研修(講義、課題別グループ学習・発表、訪問地の女性との意見交換等) 〔訪問先〕 北海道 〔募集人数〕 100名	男女共同参画課
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人 権 問 題 等 (該当する課題に○)	
				同和問題 (女性) 子ども 高齢者 障害のある人 外国人 患者等 さまざまな人権	普遍的考え方
女性相談事業			通 年	女性が抱える様々な問題解決のためのアドバイスや、個別、既存の相談機関では対応できない女性に関わる問題、複合的な問題について相談・カウンセリングを実施。 〔内 容〕 ・女性相談(夫婦、親子関係、地域の間人関係、DV等、女性が生活の中で直面する悩みの相談 電話、面接：各週2回実施) ・労働相談(待遇や労働条件、セクハラ等、女性が仕事をする上で直面する悩みの相談 電話、面接：各週4回実施) ・法律相談(DV、離婚等、身近な法律上の問題についての相談 面接：月2回実施) ・フェミニストカウンセリング(性別役割意識や固定観念などにとらわれ悩む女性への心理的サポート 面接：週1回実施) 〔会 場〕 男女共同参画センター	男女共同参画課
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人 権 問 題 等 (該当する課題に○)	
				同和問題 (女性) 子ども 高齢者 障害のある人 外国人 患者等 さまざまな人権	普遍的考え方

【府民生活部】

平成25年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名			実施時期	概要	担当課(室)
ドメスティック・バイオレンス対策事業			通年	DV(ドメスティック・バイオレンス)の被害者支援や防止対策を図るため、徹底的な普及啓発活動や被害者の自立支援のためのグループワーク等を実施 [内容] ・啓発カードの作成・設置 ・集中啓発活動の実施 ・自立支援グループワーク ・医療機関向けの相談対応マニュアルの作成、配付及び研修の実施 ・若年層(大学・高校生等)向けのデートDV防止啓発資料の作成、配付及び啓発講座の実施 ・「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画」の改定 [会場] 男女共同参画センターほか	男女共同参画課
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人権問題等(該当する課題に○)	
			教育啓発資料等整備効果的な手法	同和問題	(女性) (子ども) (高齢者) 障害のある人 (外国人) (患者等) さまざまな人権 普遍的考え方
保育ルーム設置促進事業			通年	乳幼児を持つ女性等の社会参画を促進するため、京都府が実施する行催事等に「保育ルーム」を設置 [内容] ・対象行事 府主催(府が団体等に委託して実施するものを含む。)の講演会、各種試験、職業訓練、イベント等の行催事で、事前に参加者から保育ルームの申込みを受け付ける事業 ・対象施設 事業実施担当課が実施会場に保育ルームを確保	男女共同参画課
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人権問題等(該当する課題に○)	
				同和問題	(女性) (子ども) (高齢者) 障害のある人 外国人 (患者等) さまざまな人権 普遍的考え方
男女共同参画センター運営助成事業			通年	府の男女共同参画の推進に関する拠点施設である京都府男女共同参画センターの運営等に対して助成	男女共同参画課
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人権問題等(該当する課題に○)	
				同和問題	(女性) (子ども) (高齢者) 障害のある人 外国人 (患者等) さまざまな人権 普遍的考え方

【府民生活部】

平成25年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名			実施時期	概要	担当課(室)
情報提供事業			通年	男女共同参画センターの情報提供機能等の充実 〔内 容〕 ・関係データベースの整備 ・人材情報の提供等	男女共同参画課
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人 権 問 題 等 (該当する課題に○)	
				同和問題 (女性) 子ども 高齢者 障害のある人 外国人 患者等 さまざまな人権	普遍的考え方
高年齢者等雇用環境整備事業 (内職者団体補助)			通年	内職者の労働条件の向上と生活の安定を図るため、内職者団体の運営に対して助成 〔対象団体〕 4団体、2市	男女共同参画課
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人 権 問 題 等 (該当する課題に○)	
				同和問題 (女性) 子ども 高齢者 障害のある人 外国人 患者等 さまざまな人権	普遍的考え方
地域団体育成事業			通年	府内の広域的な女性団体が行う啓発事業、健康関連事業、ネットワークづくり事業等に対して助成 〔助成対象〕 6団体	男女共同参画課
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人 権 問 題 等 (該当する課題に○)	
				同和問題 (女性) 子ども 高齢者 障害のある人 外国人 患者等 さまざまな人権	普遍的考え方

【府民生活部】

平成25年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名			実施時期	概要	担当課(室)
マザーズジョブカフェ推進事業			通年	<p>子育てしながら働きたい女性やひとり親家庭の方などのニーズに応じて、子育てと就業をワンストップで支援</p> <p>〔内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就業相談や保育相談の実施 ・再就職応援セミナー等の実施 ・マザーズジョブカフェサテライトの運営、巡回相談の実施 ・就職活動中や就職決定後保育所が決まるまでの一時保育 ・再就職に向けて、仕事と子育ての両立に役立つ情報の提供やパソコン講座を実施 	男女共同参画課
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人権問題等(該当する課題に○)	
				同和問題 女性 子ども 高齢者 障害のある人 外国人 患者等 さまざまな人権	普遍的考え方
仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)事業			通年	<p>公労使一体で取り組む京都ワーク・ライフ・バランスセンターを拠点として、中小企業の取組や府民の地域活動の参加等を促進することにより、仕事・生活・地域活動等が調和した府民生活の実現を図る。</p> <p>〔内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・働き方の見直しのためのアドバイザー派遣及び補助金による支援 ・ワーク・ライフ・バランス企業支援チーム等による中小企業の支援 ・「京都ワーク・ライフ・バランスウィーク」の実施などによる府民への啓発活動 ・地域団体、企業、大学、NPO等の連携による地域主体の取組の支援 ・中小企業や府民の理解促進を図るセミナーの開催 	男女共同参画課
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人権問題等(該当する課題に○)	
				同和問題 女性 子ども 高齢者 障害のある人 外国人 患者等 さまざまな人権	普遍的考え方

【府民生活部】

平成25年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名			実施時期	概要	担当課(室)
京都女性起業家賞(アントブレ-賞)事業費			通年	<p>新たなビジネスを提唱する女性からの提案を全国から公募し、女性の起業モデルとなる提案を顕彰するとともに事業化を支援</p> <p>〔内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・京都女性起業家賞の授与 ・ブラッシュアップセミナー、個別相談の開催(審査通過者のみ) <p>〔募集事業〕</p> <p>人々の生活向上や地域社会・経済の活性化に寄与する女性の起業モデル</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業計画・資金計画が具体化され、今後1年以内に事業化を予定している、又は、事業を始めて概ね3年以内のビジネスモデル ・既に事業を営んでいる個人や団体の方などが業態転換や新規事業に進出する第2創業的なビジネスモデル(事業を始めて概ね3年以内) <p>〔応募資格〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・京都で活躍している、又は京都で事業を展開する予定のある女性。 ・その他、京都にゆかりのある事業を展開(予定)している女性 ・法人・団体の場合は、代表者が女性であること。 	男女共同参画課
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人権問題等(該当する課題に○)	
				同和問題 <u>女性</u> 子ども 高齢者 障害のある人 外国人 患者等 さまざまな人権	普遍的考え方
青少年社会環境浄化推進費			随時	<p>青少年を取り巻く社会環境浄化に係る経営者や地域住民等の自主的な取組を推進</p> <p>内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審議会の開催 ・有害図書の指定 ・店舗等への立入調査の実施 ・広報・啓発活動 ・インターネットの適切な利用を促進するための啓発活動 	青少年課
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人権問題等(該当する課題に○)	
				同和問題 女性 <u>子ども</u> 高齢者 障害のある人 外国人 患者等 さまざまな人権	普遍的考え方

府民生活部（人権啓発推進室）

所 掌 事 務	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 人権啓発の総合企画及び調整 ▪ 人権啓発の推進 <ul style="list-style-type: none"> ①幅広い府民啓発 ②人権啓発に関する指導的人材の養成
------------------	---

計 画 と の 関 係	人権教育・啓発の場	地域社会、企業・職場
	特定職業従事者等	公務員（府職員・市町村職員）
	人権問題	全 般

所管事項に関する課題認識	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 幅広い府民を対象とした人権啓発を効果的に推進するため、マスメディアを活用した情報発信、開かれた親しみやすい啓発イベントの開催、職場や家庭、地域などでの取組を支える資料作成などに取り組んでいるが、さらに人権問題等に対する関心が薄い層への浸透に努める必要がある。 ▪ また、若者及び人権問題等の解決に関わっている人たちをはじめとした府民に対する取組を関係機関と連携・協力して、積極的に進めることが必要である。 ▪ 人権問題等についての知識の習得に止まらず、様々な課題の解決に向けて積極的に行動しようとする意識の涵養に結びつく研修等取組を進める必要がある。 ▪ 同和問題について、偏見や差別意識の解消を図るための取組を進める必要がある。
--------------	--

取組の方向	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 2013（平成25）年が世界人権宣言の採択65周年の節目に当たることを記念し、「世界人権宣言65周年京都アピール」の発出をはじめ、様々な啓発の取組を通じて宣言の理念等を積極的に発信する。 ▪ 府民向けの人権啓発の機会を拡大するため、いじめや思いやりをテーマに制作した人権啓発イメージソング「世界がひとつの家族のように」を、ラジオ放送やきめ細やかなPRイベント等を通じて、府民の日常生活の中へ浸透させる。 ▪ 人権問題に取り組むNPO法人や府内の大学等との連携・協働を進め、民間の柔軟な発想やノウハウ、府民目線を啓発活動に取り入れる。また、市町村との連携や活動の支援を行い、府民に身近な啓発活動を展開するとともに、地域において人権啓発の核となるリーダーの養成に努める。 ▪ 同和問題の解決を目指し、様々な機会を通じて啓発を行うとともに、偏見や差別意識の解消を図るため、市町村が行う住民交流事業等を支援する。
-------	---

【府民生活部】（人権啓発推進室） 平成25年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名			実施時期	概要	担当課（室）
人権フォーラム事業 【新規】			12月～1月	世界人権宣言65周年記念事業として、(公財)世界人権問題研究センターと連携し、人権フォーラムを開催する。 〔主催〕 京都府・京都人権啓発推進会議・京都人権啓発活動ネットワーク協議会など 〔会場〕 京都市内(未定) 〔内容〕 未定	人権啓発推進室
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人権問題等（該当する課題に○）	
			効果的な手法	同和問題 女性 子ども 高齢者 障害のある人 外国人 患者等 さまざまな人権 普遍的考え方	
人権擁護啓発ポスターコンクール			募集期間 7～9月	小・中・高校生を対象に、人権啓発ポスター制作を通じて、基本的人権に対する一層の理解を深め、人権尊重の精神を培うことを目的に絵画作品のコンクールを実施する。 〔応募資格〕 府内の小・中・高・特別支援学校・外国人学校に通学する児童・生徒 〔表彰〕 知事賞、京都市長賞等京都人権啓発推進会議構成団体各賞、優秀賞及び佳作 〔その他〕 優秀作品を展示するとともに、啓発資料として作品を活用 〔募集目標〕 6000人	人権啓発推進室
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人権問題等（該当する課題に○）	
			効果的な手法・市町村連携	同和問題 女性 子ども 高齢者 障害のある人 外国人 患者等 さまざまな人権 普遍的考え方	

健康福祉部

所掌事務	健康福祉部は、保健・福祉・医療など、府民の生命や暮らし、健康に直結した重要な分野を所掌しており、すべての府民が、安心・安全に生活できる社会の実現を目指して、取組を進めている。	人権教育・啓発の場	保育所・幼稚園、地域社会、家庭
		特定職業従事者等	医療従事者、介護・福祉従事者、健康福祉関係者
		人権問題	女性、子ども、高齢者、障害のある人、患者等、さまざまな人権問題

所管事項に関する課題認識	<p>少子・高齢化の進展による核家族化や地域の連帯感の希薄化に伴い、近年、府民、特に子どもや高齢者、障害のある人など社会的に弱い立場にある人々の生命や人権が危険にさらされるような事件が多発している。</p> <p>自殺者については、全国で15年ぶりに3万人を下回り、京都府では500人を下回ったものの、依然として高い水準にあり、府民が安心して生活できるセーフティネットのあり方が問われており、現地・現場、府民の視点に立った制度の構築・運用が特に重要な課題である。</p> <p>また、平成24年度には、「京都府障害者・高齢者権利擁護支援センター」を開設し、高齢者や障害者の虐待に対応する市町村を支援するなど、市町村や関係団体等と連携していくことも重要である。</p>
--------------	---

取組の方向	<p>(1) 少子・高齢化の進行の中で生じてきている課題を把握し、制度変革の趣旨や目的等を正しく理解し、説明できる力を養う。</p> <p>(2) 単に制度のオペレーターに止まらず、健康福祉部が所管する様々な施策の受け手である府民の意識・感覚を職員が共有できる機会を積極的に確保する。</p> <p>(3) 府民生活に関する諸課題は様々な要因が複雑に関連し、絡んでいることも多く、縦割りの弊害を排し、効果的に課題に対応できるよう、総合力の向上を目指し、連携や協働の重要性を認識できるよう取り組む。</p>
-------	--

【健康福祉部】

平成25年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要		担当課(室)
健康福祉部関係団体職員人権研修(健康福祉関係者)		10月	健康福祉関係団体職員の人権尊重意識の高揚を図るため、人権問題について正しい理解と認識を深める研修を実施 [内容] ・講演 ・グループ討論等 [対象団体等] (社)京都府栄養士会、(社)京都府看護協会、京都府老人福祉施設協議会、京都府介護支援専門員協議会、(社)京都府食品衛生協会、京都府医薬品配置協議会ほか [日数] 1日(1会場) [会場] ルビノ京都		健康福祉総務課
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人権問題等(該当する課題に○)	
		健康福祉関係者		同和問題 女性 子ども 高齢者 障害のある人 外国人 患者等 さまざまな人権	普遍的考え方
看取りプロジェクト推進事業		通年	今後、年間死亡者数の増加が見込まれる中で、住み慣れた地域で最期を迎えたいというニーズ等に応えられるよう、在宅・施設・病院における看取り体制の整備、機能の充実に向けた検討を行う。 [内容] ・京都式看取りプログラムの策定 京都地域包括ケア推進機構に、府医師会、府看護協会、府薬剤師会等による看取り検討部会を設置し、看取りの事例を「振り返りカンファレンス」等により検討し、課題抽出・事例発信を行う。 ・看取り連携推進モデル事業の実施 看取りに携わる多職種(医師、薬剤師、看護師、ケアマネジャー等)の連携特別チームを編成し、精神的ケア・緩和ケアのあり方等の検証を行う。 ・多様な看取りに対する府民啓発の推進 看取りとはどのようなものか等、広く府民に周知を図り制度定着を推進する。 「みんなで療養・看取りを考える」キャンペーンの実施(府民公開講座4回)		高齢者支援課
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人権問題等(該当する課題に○)	
	地域社会、家庭	医療、健康福祉関係者		同和問題 女性 子ども <u>高齢者</u> 障害のある人 外国人 患者等 さまざまな人権	普遍的考え方

【健康福祉部】

平成25年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要		担当課(室)					
認知症総合対策事業		通年	<p>認知症の早期発見や専門的な診断、初期認知症の方や家族への集中的な支援や居場所づくり等、認知症治療総合支援体制の確立を図る。</p> <p>〔内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症疾患医療センターの設置(府内8カ所に拡充予定) 認知症の専門医や相談員を配置し、認知症疾患における鑑別診断、地域の医療機関等の紹介、問題行動への対応についての相談等を実施する。 ・認知症初期集中支援チームの設置 認知症初期の段階で認知症の人や家族に関わり、症状や病気の進行状況に沿った対応等についてアドバイスを行う等、自立生活のサポートを実施する。 ・初期認知症対応型カフェの設置 認知症初期(軽度)の人が医療的な関わりを受けながら「集う場」の設置を促進する。 ・医療・介護人材育成・多様な相談窓口の設置 医師や看護師等専門職向けの認知症対応力向上研修の実施 早期発見につなげるための認知症コールセンターの設置 巡回相談の実施(府内10カ所程度) 認知症に対する理解向上を図るため、府民キャンペーンの実施(年4回) ・若年性認知症対策の推進 若年性認知症ハンドブックの作成 圏域単位で集う「本人・家族交流会」の実施 ・認知症サポーター、キャラバンメイトの養成 ・「京都高齢者あんしんサポート企業」の推進 		高齢者支援					
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策			人 権 問 題 等 (該当する課題に○)				
	地域社会、家庭、企業・職場	医療、健康福祉関係	同和問題	女性	子ども		高齢者	障害のある人	外国人	患者等

【健康福祉部】

平成25年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要		担当課(室)
高齢者総合相談センターの運営		通年	高齢者が抱える各種の心配、悩み事等に対し、総合的かつ迅速に対応するとともに、各種情報を提供 【内容】 ・一般相談（高齢者及びその家族等からの相談対応） ・専門相談（法律相談等） ・情報提供（高齢者、高齢社会等に関する各種情報の収集及び提供） 【実施方法】 （公財）京都SKYセンター内に設置。同センターに委託		高齢者支援課
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人権問題等（該当する課題に○）	
	地域社会			同和問題 女性 子ども 高齢者 障害のある人 外国人 患者等 さまざまな人権	普遍的考え方
生活保護関係職員研修		5月 6月 8月 11月 2月	生活困窮に至った地域住民と直接関わりを持つ生活保護関係職員の人権尊重意識の高揚を図り、人権問題について正しい理解と認識を深めるためケースワーカー等を対象とした研修を実施 【内容】 講義、グループ討議 【日数】 ・新任職員研修：2日×2回 ・関係職員研修：2日×1回 ・就労支援員会議：1日×1回 【会場】 府職員福利厚生センター		福祉・援護課
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人権問題等（該当する課題に○）	
		健康福祉関係者		同和問題 女性 子ども 高齢者 障害のある人 外国人 患者等 さまざまな人権	普遍的考え方

【健康福祉部】

平成25年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要				担当課(室)				
喀痰吸引等京都府研修		夏頃	<p>平成24年度介護保険法改正に伴い、研修を受けた介護職員等は、医師、看護師等の指示のもと医行為(吸引、経管栄養)が行えるようになったことを踏まえ、安心・安全に行うことができるよう規定の研修を実施する。</p> <p>(内容) 講義 介護職員等の喀痰吸引等京都府研修</p> <p>(日数) 講義 基本研修の中で90分 ・個人の尊厳と自立、医療の倫理を学ぶ</p> <p>(会場) 講義 京都府北部地域を検討</p>				介護・地域福祉課				
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人 権 問 題 等 (該当する課題に○)							
				同和問題	女性	子ども	高年齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権
事業名		実施時期	概要				担当課(室)				
高齢者の権利擁護の推進		通年	<p>「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、施設等における身体拘束及び高齢者虐待の早期発見、防止等の対策、成年後見制度の利用促進等、高齢者の権利擁護の支援体制を構築</p> <p>[内 容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体拘束及び虐待に関する実態調査 ・身体拘束改善事例の周知 ・地域包括支援センター等職員への研修 ・京都府障害者・高齢者権利擁護支援センターによる障害者・高齢者虐待に係る市町村支援 等 				障害者支援				
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人 権 問 題 等 (該当する課題に○)							
	地域社会、職場・企業	健康福祉関係者		同和問題	女性	子ども	高年齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権

【健康福祉部】

平成25年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要						担当課(室)		
障害者虐待及び身体拘束の防止対策		通年	<p>「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、障害者虐待の早期発見、防止等の対策、成年後見制度の利用促進等、障害者の権利擁護の支援体制を構築。また障害者の虐待防止に向けた研修会の開催や障害者施設における身体拘束をゼロに近付けるための取り組み事例などの施設への周知を図り、施設の取組推進と施設職員の意識向上を図る</p> <p>〔内 容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・京都府障害者・高齢者権利擁護支援センターによる高齢者及び障害者虐待に係る市町村支援 ・市町村職員、相談支援事業者、障害福祉サービス事業者等への研修 ・身体拘束改善事例の周知 等 						障害者支援課		
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人 権 問 題 等 (該当する課題に○)							
	地域社会、職場・企業	健康福祉関係者		同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権
事業名		実施時期	概要						担当課(室)		
障害者に関するシンボルマークの普及		12月	<p>障害のある人に対する理解と交流の促進に向け、障害者に関するシンボルマークの普及につとめるための取組を実施。</p> <p>〔内 容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者週間(12月)等を活用した、耳マーク、ほじょ犬マーク、ハートプラスマーク等の普及・啓発 						障害者支援課		
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人 権 問 題 等 (該当する課題に○)							
	地域社会			同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権

【健康福祉部】

平成25年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要		担当課(室)
発達障害者支援事業		事業ごと	発達障害に関する支援・相談、啓発に関する事業を実施 [内 容] ・発達障害者支援センターにおける取組(通年) (個別支援、他機関支援、支援ネットワークの構築、研修、啓発講演会、情報提供) ・圏域支援センター(府内6ヶ所 通年) (相談、地域支援ネットワークの構築、啓発講演会、ケース会議、研修)		障害者支援
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人 権 問 題 等 (該当する課題に○)	
	地域社会、家庭	健康福祉関係者		同和問題 女性 子ども 高齢者 <u>障害のある人</u> 外国人 患者等 さまざまな人権	普遍的考え方
発達障害児等早期発見・早期療育等支援事業		事業ごと	発達障害児の早期発見・早期療育を行おうとする市町村と一緒に5歳児を対象にしたスクリーニングや事後支援を保育所、幼稚園等において実施 [内 容] ・5歳児を対象にして、スクリーニング、相談、事後支援を実施 (専門的判断を要する部分には医師・心理士が参画) ・発達クリニックの実施(医療面からの専門的チェック・相談) 府内各保健所 ・臨床心理士、保健師、保育士・幼稚園教諭等への研修 府内各保健所、発達障害者支援センターにて実施		障害者支援
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人 権 問 題 等 (該当する課題に○)	
	保育所、家庭	健康福祉関係者		同和問題 女性 子ども 高齢者 <u>障害のある人</u> 外国人 患者等 さまざまな人権	普遍的考え方

【健康福祉部】

平成25年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要						担当課(室)		
障害者に対する理解と交流促進活動		事業ごと	障害者に対する理解促進や府民との交流を目的とした各種事業等の実施 [内 容] ・「スポーツ・レクリエーションフェスティバル」の開催(5月) (スポーツコーナー、ウォークラリーコーナー、ふれあいコーナー) <場所: 府立丹波自然運動公園(京丹波町)> ・「障害者週間」啓発活動促進事業(11~12月) (障害者のつどい、啓発ポスター、体験作文コンクール) ・障害者芸術創造事業(芸術作品展の実施) ・全国車いす駅伝競走大会(2月) (全国規模の障害者スポーツイベント、都道府県対抗車いす駅伝)						障害者支援課		
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人 権 問 題 等 (該当する課題に○)							
	地域社会			同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権
障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らせる京都づくり		未定	趣 旨 障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らせる京都づくり条例(仮称)の制定に向け、機運の醸成を図る。 対 象 者 当事者、家族、当事者団体、障害福祉関係者、行政関係者、一般府民						障害者支援課		
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人 権 問 題 等 (該当する課題に○)							
	地域社会			同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権

【健康福祉部】

平成25年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要						担当課(室)		
ハンセン病対策啓発事業		6月	らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日(6月22日)を中心とした各種啓発活動 [内 容] ・府内高校3年生全員に啓発リーフレットを配布 ・ハンセン病療養所入所者と中高生との交流会(8月頃) ・ふるさと墓参等里帰り事業(10月頃) ・府広報誌、入所者作品及びパネルのロビー展示による啓発						健康対策課		
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人 権 問 題 等 (該当する課題に○)							
	学校、地域社会			同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権
エイズに関する普及啓発事業		12月	京都府エイズ予防月間における各種啓発活動の強化 [内 容] ・保健所の出張型予防教育・研修会の開催 ・エイズ等予防啓発ボランティアグループ(紅紐)による啓発 ・啓発資材(ポスター、パンフレット等)配布 ・府広報媒体、ロビー展示による啓発 ・エイズ検査・相談体制の拡充						健康対策課		
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人 権 問 題 等 (該当する課題に○)							
	学校、地域社会			同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権

農林水産部

所 掌 事 務	<ul style="list-style-type: none"> ・府内の農林漁業関係団体職員の人権問題に対する理解と認識を深め、人権啓発の推進を図る。 ・農山村における男女共同参画社会づくりの推進を図る。 	人権教育・啓発の場	企業・職場
		特定職業従事者等	
		人権問題	全般、女性

所管事項に 関する 課題認識	<p>「明日の京都」に明記された「一人ひとりの尊厳と人権が尊重され、だれもが自分らしく生きることのできる社会」の実現のため、</p> <p>①農山村地域における日常生活の中で、しっかりと人権意識を根付かせ、地域活動や生産活動の場から人権尊重の意識づくりを行うことが必要。</p> <p>②併せて、農山村社会における女性の能力発揮と、それが評価される環境づくり、農業経営等の方針決定への参画促進など、男女共同参画を推進していくことが必要。</p>
----------------------	--

取組の方向	<p>府内の農林漁業関係団体職員の人権問題に対する理解と認識を深めるため、積極的な人権教育・啓発の取組として、同和問題、障害者問題、女性問題、子供の人権、男女共同参画など、毎年テーマを定めて研修会等を実施しており、今後も継続して実施することにより、さらに人権啓発の推進を図ることとする。</p> <p>また、農山村社会における女性の能力発揮のため、起業化や経営向上のための講座やセミナーの開催など様々な活動支援を行うとともに、今後もこれらの取組を継続して実施することにより、さらに男女共同参画の推進を図ることとする。</p>
-------	--

【農林水産部】

平成25年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要				担当課(室)				
農村女性育成事業		4月～ 3月	<p>農山村における女性の地位の向上や農業経営等の方針決定への参画促進等を図るための啓発、女性の起業活動や社会参画活動の取組支援</p> <p>〔内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結推進 協定締結に向けた協議会の開催 ・農産加工等起業活動支援 女性を対象とした起業化に向けた講座の開催 ・農村女性組織の育成 女性の力を活かして、直売、農産加工に取り組む農業者の経営向上を目的としたセミナーの開催 <p>〔対象者〕 農林業に従事する女性</p>				研究普及ブ ンド課				
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人 権 問 題 等 (該当する課題に○)							
				同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権

教 育 庁

所 掌 事 務	(学校教育) ・学校教育における人権教育の推進	計 画 と の 関 係	人権教育・啓発の場	学校・地域社会
	(社会教育) ・府民の自発的な学習活動の推進・人権意識の高揚	特 定 職 業 等 従 事 者 等	教職員・社会教育関係職員	
		人 権 問 題		

所管事項に関する課題認識	「新京都府人権教育・啓発推進計画」を踏まえ、人権という普遍的文化を構築するため、あらゆる教育活動を通して人権教育を推進し、豊かな人権感覚と人権を尊重する態度や実践力をはぐくむことが重要であり、同和問題などあらゆる人権問題の解決に向けた学習活動の充実を図る。 また、社会教育においても、府民の自発的な学習活動を推進し、人権意識の高揚に努める。
--------------	---

取組の方向	(学校教育) 教育活動全体の基盤に人権教育を位置付け、児童生徒の実態を的確に把握して、教育の機会均等を図り、学力の充実や進路保障に努めるなど、一人一人を大切にされた教育の推進を図る。 また、基本的人権の尊重や同和問題など様々な人権問題についての正しい理解や認識の基礎と、互いの個性や価値観の違いを認め、自己を尊重し他者を尊重する態度や実践力を培う。 (社会教育) あらゆる人権問題の解決に向けて、社会教育が果たすべき役割の重要性を認識し、人権に関する多様な学習活動の充実に努める。
-------	--

【教育庁】

平成25年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要						担当課(室)		
トータルアドバイスセンター設置事業		通年	<p>不登校やいじめなど学校教育に関すること及び子育てやしつけなどの家庭教育に関することについての悩みや不安を抱く、児童生徒、保護者、教職員等に対して、適応指導相談員(精神科医、臨床心理士)、家庭教育カウンセラー(臨床心理士)、教育相談指導員、京都府総合教育センター研究主事が課題解決のための援助及び助言を目的とする総合的な教育相談を実施</p> <p>〔内容〕 教育相談</p> <p>〔実施方法・相談時期〕 電話教育相談：毎日 24時間対応 来所教育相談 毎週月～金 10:00～17:00 巡回教育相談 月1回程度(各教育局等) メール教育相談</p>						学校教育課 社会教育課		
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人 権 問 題 等 (該当する課題に○)							
	家庭			同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権
人権教育推進事業(人権教育指導者研修会)		9月 12月	<p>京都府内の社会教育関係職員等を対象に、地域の実情に即した学習課題を明確にしながら、あらゆる人権問題の解決に向けて学習活動を推進するために必要な指導者の資質向上を目的とする研修会を2回に分けて実施</p> <p>〔対象者〕 社会教育主事、社会教育指導員、人権教育関係職員、識字学級指導者、学校教育関係者 社会教育関係団体等</p> <p>〔研修内容〕 ・様々な人権問題の現状と課題 ・視聴覚資料や講義形式の学習と参加型学習を組み合わせた研修等</p> <p>〔講師〕 ・社会教育課社会教育主事、府内の教職員、学識経験者、行政関係者 他</p> <p>〔研修方法等〕 ・演習(視聴覚資料や講義形式の学習と参加型学習を組み合わせた内容) ・実践報告・実践交流</p>						社会教育課		
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人 権 問 題 等 (該当する課題に○)							
	地域社会	社会教育関係職員	指導者の養成	同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権

【教育庁】

平成25年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要		担当課(室)
森と小川の教室推進事業		8月	<p>障害のある子どもも一緒になって自然の中で共同生活を行うことを通して、心のふれあいを深めながら支援する心を培うなど、ノーマライゼーションの一層の進展を図る。また、多様な自然体験活動をととして、自立心、主体性を培うとともに、自然や環境に対する豊かな感性を養うことを目的として実施</p> <p>〔内容〕 キャンプ及び自然体験活動、スタッフ研修会、親子説明会、体験発表会等</p> <p>〔対象者〕 府内の小学4年生～中学生、特別支援学校小学部4年生～中学部までの児童生徒</p>		社会教育課
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人権問題等 (該当する課題に○)	
	地域社会			同和問題 女性 <u>子ども</u> 高齢者 <u>障害のある人</u> 外国人 患者等 さまざまな人権 <u>普遍的考え方</u>	

警察本部

所掌事務	<p>(警務課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 犯罪被害者支援に関する企画、調査及び総合調整に関すること。 ・ 犯罪被害者等給付金に関すること。 <p>(教養課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職場又は警察教養施設等における警察実務、術科その他の事項に係る警察職員の教養に関すること。 <p>(少年課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 犯罪その他少年の健全な育成を阻害する行為に係る被害少年の保護に関すること。 <p>(サイバー犯罪対策課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報技術の利用に伴う犯罪の予防に関すること。 ・ コンピュータ・ネットワーク・セキュリティ関係機関及び団体との連絡調整に関すること。 <p>(警察学校)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本課程の教養に関すること。 ・ 一般職員課程の教養に関すること。 ・ 専門課程の教養に関すること。
------	--

計画との関係	人権教育・啓発の場	
	特定職業等 特従事者等	警察職員
	人権問題	さまざまな人権問題

所管事項に関する課題認識	<p>警察職員は、警察活動を通じて広く府民と接することから、人権に対する一般的な認識を深めることはもとより、犯罪捜査等に伴って支援を行うことにより、被害者等をはじめ、聴覚言語障害者の等身体に障害を持つた方々に対する理解を深めることにより、府民の立場に立った警察活動の推進を図る必要がある。</p>
--------------	--

取組の方向	<p>採用時に研修を行う警察学校では、警察職員として一般的に必要な人権に関する教養を習得するほか、警察署等への配置後には、業務ごとに実施する専門的な研修や職場での実践活動を通じて、警察の業務と関係する個々具体的な人権問題について理解を深め、人権を尊重し公平な職務執行に努める。</p>
-------	--

別記3

【警察本部】

平成25年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要						担当課(室)	
犯罪被害者支援		通年	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指定被害者支援要員制度等各種制度の確実な運用 ○ 捜査過程における被害者の二次的被害の防止・軽減 ○ 犯罪被害者等の再被害防止等の安全確保 						警察本部 警務課 犯罪被害者支援室	
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人権問題等(該当する課題に○)					普遍的考え方	
		警察職員		同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人		外国人
事業名		実施時期	概要						担当課(室)	
犯罪被害少年等に対する支援事業		通年	<ul style="list-style-type: none"> ① 少年相談業務の充実 <ul style="list-style-type: none"> ○ 電子メールを活用した少年相談業務の推進 ○ 少年相談電話(ヤングテレホン)の効果的な運用 ② 少年心理分析の実施 <ul style="list-style-type: none"> ○ 臨床心理士による継続的な少年相談の推進 ○ 少年心理分析顧問によるカウンセリング技能の向上 						警察本部 少年課	
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人権問題等(該当する課題に○)					普遍的考え方	
		警察職員		同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人		外国人
事業名		実施時期	概要						担当課(室)	
インターネット事業者等に対する指導及び利用環境の整備		通年	<ul style="list-style-type: none"> ○ インターネット関連事業者への指導及び連携の強化 ○ インターネット環境の健全化 ○ インターネット利用者のモラル向上 						警察本部 サイバー犯罪対策課	
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人権問題等(該当する課題に○)					普遍的考え方	
		警察職員		同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人		外国人